17　第二十三条の七第二十二項の規定は、施行令第四十条の七第三十項の申請書（法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の法第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡の場合であつて、当該譲渡があつた日から一年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地について法第七十条の六第十九項の承認を受けようとするときにおける当該承認に係る申請書に限る。）又は施行令第四十条の七第三十四項の申請書を提出する農業相続人について準用する。この場合において、第二十三条の七第二十二項中「第七十条の四第十五項又は第十六項」とあるのは、「第七十条の六第十九項又は第二十項」と読み替えるものとする。

第二十三条の八第十四項中「第二十三条の七第十九項」を「第二十三条の七第二十項」に、「第四十条の七第二十四項」を「第四十条の七第二十六項」に、「第二十三条の八第十三項」を「第二十三条の八第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十三条の七第十八項」を「第二十三条の七第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十三条の七第十七項」を「第二十三条の七第十八項」に、「第四十条の七第二十三項」を「第四十条の七第二十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十三条の七第十六項」を「第二十三条の七第十七項」に、「第四十条の七第二十一項」を「第四十条の七第二十三項」に、「第二十三条の八第十項」を「第二十三条の八第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十三条の七第十五項」を「第二十三条の七第十六項」に改め、「被相続人」と、」の下に「「住所」とあるのは「その死亡の時における住所」と、」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十三条の七第十四項」を「第二十三条の七第十五項」に、「第四十条の七第二十項第三号」を「第四十条の七第二十二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十三条の七第十三項」を「第二十三条の七第十四項」に、「第四十条の七第十八項第三号」を「第四十条の七第二十項第三号」に、「第四十条の六第十六項第三号」を「第四十条の六第十八項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十三条の七第十一項及び第十二項」を「第二十三条の七第十二項及び第十三項」に、「第四十条の七第十八項第二号」を「第四十条の七第二十項第二号」に、「第二十三条の七第十一項中」を「第二十三条の七第十二項中」に、「第四十条の六第十六項第二号」を「第四十条の六第十八項第二号」に、「同条第十二項第一号」を「同条第十三項第一号」に、「第十項」を「第十一項」に、「第二十三条の八第六項」を「第二十三条の八第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十三条の七第十項」を「第二十三条の七第十一項」に、「第四十条の七第十八項第二号」を「第四十条の七第二十項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十条の七第十七項」を「第四十条の七第十九項」に、「又は第二十項の」を「から第二十一項までの規定による」に、「又は同条第二十項」を「、同条第二十項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける特例農地等とみなされたもの又は同条第二十一項」に、「第七十条の四第十六項第三号」を「第七十条の四第十七項第三号」に改め、「ものの額」の下に「又は施行令第四十条の七第三十七項において準用する施行令第四十条の六第三十四項に規定する代替特例農地等価額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第二十三条の七第四項第一号」を「第二十三条の七第五項第一号」に改め、同項第二号中「第四十条の七第八項」を「第四十条の七第十項」に、「農地保有合理化事業（」を「農地売買等事業（」に、「「農地保有合理化事業」」を「「農地売買等事業」」に改め、同号イ中「農地保有合理化事業」を「農地売買等事業」に、「農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同号ロ⑵中「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十三条の七第四項の規定は、施行令第四十条の七第九項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十三条の七第四項第一号中「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、同項第二号中「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と読み替えるものとする。

第二十三条の八の二第一項第三号中「第四十条の七第三項」を「第四十条の七第四項」に改め、同条第二項第一号イ中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同号ロ⑵中「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改め、同条第四項中「前条第二十九項、第三十一項及び第三十二項」を「前条第三十二項、第三十四項及び第三十五項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十二項」に、「第七十条の六第二十七項」を「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十八項」に改める。

第二十三条の八の四第十一項中「第三十三条第一号」を「第三十三条第一号イ」に改める。

第二十三条の十二の次に次の四条を加える。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の十二の二　施行令第四十条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の五第一項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）がその有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分（以下第二十三条の十二の五までにおいて「持分」という。）に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）

二　前号の受贈者の印に係る印鑑証明書

三　第一号の認定医療法人が同号の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

イ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書

ロ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されているもの（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

ハ　当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

2　施行令第四十条の八の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号及び第三号に掲げる書類とする。

3　法第七十条の七の五第六項及び第十一項の認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を同条第一項の規定の適用に係る認定医療法人に提出してするものとする。

4　法第七十条の七の五第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）による認定医療法人の持分の放棄の時における当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定（法第七十条の七の五第二項第四号に規定する厚生労働大臣認定をいう。第二十三条の十二の四第四項第一号において同じ。）を受けたことを証するもの

二　認定医療法人の認定移行計画（法第七十条の七の五第二項第三号に規定する認定移行計画をいう。第二十三条の十二の四第四項第二号において同じ。）の写し

三　第一号の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿をいう。以下第二十三条の十二の五までにおいて同じ。）の写し

四　法第七十条の七の五第四項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

五　その他参考となるべき書類